

## 船舶事故調査報告書

平成23年3月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月22日（土） 18時00分ごろ
発生場所	沖縄県名護市大浦湾 <sup>おおうち</sup> 東方沖 長島灯台から真方位119° 2.7海里付近 （概位 北緯26° 29.9′ 東経128° 06.3′）
事故調査の経過	平成22年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 <sup>さち</sup> 幸丸、4.8トン 290-40715 沖縄、個人所有 11.98m (Lr) × 2.50m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、264.78kW、平成4年7月 B 漁船 <sup>ゆうひ</sup> 勇飛丸、3.2トン ON3-580046（漁船登録番号）、個人所有 8.80m (Lr) × 2.39m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、114.00kW、昭和63年11月15日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年10月20日 免許証交付日 平成20年6月18日 （平成25年10月19日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年9月20日 免許証交付日 平成18年8月22日 （平成23年9月19日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 左舷船首部に破口、左舷船尾キール部に切損、プロペラ翼曲損 B 右舷船首ブルワーク及び外板に破口、両舷船首ハンドレールに曲損、操舵室右舷船首部外壁に破口
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、沖縄県国頭村瀬 <sup>くにがみせ</sup> 高 <sup>だか</sup> 崎の東方沖で遊漁を行ったのち、平成22年5月22日16時30分ごろ帰途につき、240°の針路（真方位）及び約18ノットの速力（対地速力）で、自動操舵により航行した。 船長Aは、操舵室で操船に当たり、波の飛沫を被っている左舷側の窓を

	<p>閉め、左舷側に立って正面を向く姿勢で見張りをを行い、飛沫により左舷船首方が見えづらい状況であったため、前路のB船に気付かず航行し、18時00分ごろ、大浦湾東方沖においてA船とB船とが衝突し、A船の船体がB船に乗り揚げた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、大浦湾東方沖の漁場で操業中、漁具が絡んだので、船首を北西方に向けた状態で停留し、船長Bが、船尾甲板で左舷方を向いて漁具の絡みを解いていたところ、右舷方約20～30mに接近しているA船に気付き、機関を後進にかけたが、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、沈みつつあるB船からA船に救助され、A船は自力で帰航したが、B船は半沈没状態となった。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視程 約24km  海象：波高 約1.5m、白波があった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 667 815 712">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 667 1457 712">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 712 815 757">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 712 1457 757">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 757 815 801">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 757 1457 801">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 801 815 1176">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 801 1457 1176"> <p>A船は、大浦湾東方沖を西南西進中、波の飛沫を被って左舷船首方が見えづらい状況下、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったことから、前路のB船に気付かずB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大浦湾東方沖で操業中、船長Bが、漁具の絡みを解いていて適切な見張りを行っていなかったことから、衝突直前まで接近してくるA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>A船は、大浦湾東方沖を西南西進中、波の飛沫を被って左舷船首方が見えづらい状況下、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったことから、前路のB船に気付かずB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大浦湾東方沖で操業中、船長Bが、漁具の絡みを解いていて適切な見張りを行っていなかったことから、衝突直前まで接近してくるA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>A船は、大浦湾東方沖を西南西進中、波の飛沫を被って左舷船首方が見えづらい状況下、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったことから、前路のB船に気付かずB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大浦湾東方沖で操業中、船長Bが、漁具の絡みを解いていて適切な見張りを行っていなかったことから、衝突直前まで接近してくるA船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、大浦湾東方沖において、A船が西南西進中、B船が操業中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								